

## 預金規定の改定についてのお知らせ

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊金庫では、令和6年7月1日に以下の各種預金規定を改定いたします。

改定後の預金規定は、改定前からお取引いただいておりますお客さまにおかれましても適用されますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

### 【 改定となる預金規定 】

#### (1) 自由金利型定期預金規定（大口定期）

新	旧
<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 《省略》</p> <p>(3) この預金を「共通規定」第4条第1項および「共通規定」第4条第4項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間（以下、「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率によって計算した利息額との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、③のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。 <u>ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回る場合は0%とします。</u>）のうち、最も低い利率を採用します。</p> <p>② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、③のBおよびC（小数点第4位以下は切り捨てます。 <u>ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回る場合は0%とします。</u>）のうち、いずれか低い利率を採用します。</p> <p>③ 《省略》</p> <p>(4) 《省略》</p>	<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 《省略》</p> <p>(3) この預金を「共通規定」第4条第1項および「共通規定」第4条第4項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間（以下、「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率によって計算した利息額との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、③のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。 <u>また、Cの算式により計算した利率が0%以下の場合は対象外とします。</u>）のうち、最も低い利率を採用します。</p> <p>② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、③のBおよびC（小数点第4位以下は切り捨てます。 <u>また、Cの算式により計算した利率が0%以下の場合は対象外とします。</u>）のうち、いずれか低い利率を採用します。</p> <p>③ 《省略》</p> <p>(4) 《省略》</p>

(2) 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）

新	旧
<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) 《省略》</p> <p>(4) この預金を「共通規定」第4条第1項および「共通規定」第4条第4項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間（以下、「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率によって計算した利息額との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、③のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。<u>ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回る場合は0%とします。</u>）のうち、最も低い利率を採用します。</p> <p>② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、③のBおよびC（小数点第4位以下は切り捨てます。<u>ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回る場合は0%とします。</u>）のうち、いずれか低い利率を採用します。</p> <p>③ 《省略》</p> <p>(5) 《省略》</p>	<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) 《省略》</p> <p>(4) この預金を「共通規定」第4条第1項および「共通規定」第4条第4項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間（以下、「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率によって計算した利息額との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、③のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。<u>また、Cの算式により計算した利率が0%以下の場合は対象外とします。</u>）のうち、最も低い利率を採用します。</p> <p>② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、③のBおよびC（小数点第4位以下は切り捨てます。<u>また、Cの算式により計算した利率が0%以下の場合は対象外とします。</u>）のうち、いずれか低い利率を採用します。</p> <p>③ 《省略》</p> <p>(5) 《省略》</p>

【 預金規定の改定時期 】

令和6年7月1日（月）より

以上